

千代田区障害者活躍推進計画の概要

障害者活躍推進計画について

- ・障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第36号）に基づき作成が義務付けられた計画
- ・本区における障害者雇用に係る取組の方向性を示し、障害を有する職員の活躍を推進するために作成
- ・計画作成にあたっては「障害者活躍推進委員会」を開催するとともに、障害を有する区職員へ面接やアンケートを実施

第1 計画の基本的事項

1. 作成主体
障害者雇用の拡大や活躍推進にあたっては、区役所全体で取り組むことが重要であることから、職員の採用・任用形態が同一である任命権者の連名で作成（区長、区議会議長、選挙管理委員会、代表監査委員、教育委員会）
2. 計画期間
5年間（令和2年度～令和6年度）

第2 障害者雇用の現状と今後の方向性

1. 障害を有する職員数と障害者雇用率（令和元年6月1日現在）
職員数：24名（身体22名、精神2名）
雇用率：2.72%（法定雇用率2.5%）
2. 障害を有する職員への現状調査（令和2年6月実施）
満足度：66.6%
寄せられた意見（例）
 - ・動線確保のために課のレイアウトを変えてもらった
 - ・半身が不便なため受話器を持ちながらメモができない

（今後の方向性）

- ・本区は職員数が増加傾向にあるため法定雇用率達成のために引き続き障害を有する職員の採用が必要
- ・障害を有する職員が能力を十分に発揮するためには障害に応じた合理的配慮が必要
- ・障害を有する職員に対する理解を深める他働き方やキャリア形成支援など安心して働き続けられる職場づくりが必要

第3 目標

1. 障害者雇用率 計画期間を通じて法定雇用率を上回る
2. 定着率 障害を有する職員の採用1年後の定着率100%

第4 取組（抜粋）

1. 職場環境の整備
 - ・就労支援機器の導入など施設等整備
 - ・庁内相談体制の整備
 - ・庁外相談（EAPなど）の利用促進
 - ・障害者雇用理解促進のための研修実施
2. 障害に配慮した職務選定
 - ・定期的な面談の場で必要な合理的配慮や担当業務が障害特性に反したものでないか確認
3. 育成等
 - ・業務遂行に必要な知識やスキルを身に着けるための研修実施
 - ・早出遅出勤務やテレワーク等の利用促進